建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示案について(概要)

## 1. 改正の背景

国土交通省では、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。)に基づき、建設コンサルタントの登録を行っている。

今般、以下2点の理由から、登録規程の改正が必要となる。

- ① 建設コンサルタントの登録の要件として、技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、各部門毎に定められた選択科目に合格し、同法による登録を受けている者を技術管理者として置いていることを求めているが、今般、技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)により、第二次試験の試験科目(選択科目)の改正(※)が行われることとなったため、登録規程についても改正を行い、整合性を図る必要がある。
  - ※ 現在の技術士には複合的なエンジニアリング問題を技術的に解決できる能力が求められていることを踏まえ、20部門96科目に細分化されている第二次試験の選択科目について、技術部門の中核的な技術、専門的知識に基づく各選択科目の内容の類似性、重要性を考慮し、20部門69科目に大くくり化するもの
- ② 技術管理者について、①の技術士のほか、一定の学歴と実務経験による認定も行っている。

今般、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)により、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の新たな類型として、専門職大学(4年制)が制度化された。専門職大学は前期・後期に課程を区分(2年・2年又は3年・1年)することができ、前期課程を修了した者に対しては、文部科学大臣が定める学位(短期大学士相当)を授与することとされている。

一方、登録規程においては要件として大学(短期大学を含む。)の「卒業」が規定されており、卒業者ではない、専門職大学の前期課程の修了者は含まれていないことから、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成している専門職大学の前期課程の修了者も当該要件に含める必要がある。

## 2. 改正の概要

登録規程について、以下の改正を行う。

- ① 登録規程別表の下欄に定める選択科目について、技術士試験の科目の見直しに合わせて変更するとともに、現行の登録規程別表の下欄に定める選択科目で、統合等により名称が変更されたものについて、改正前の要件を満たす者が改正後も引き続き要件を満たすこととするなど、必要な経過措置を講じる。
- ② 専門職大学の前期課程の修了を短期大学の卒業と同様に取り扱うための所要の措置を講じる。
- 3. 今後のスケジュール(予定)

公 布 平成31年3月22日(予定)

施 行 平成31年4月1日

(技術士法施行規則の一部を改正する省令及び学校教育法の一部を改正する法律の施行の日)